

障害福祉サービス等における地域区分の見直しを求める意見書

障害福祉サービス等報酬の算定に係る地域区分については、平成30年度の報酬改定において、「類似制度である介護保険サービスにおける地域区分との均衡を考慮し、介護の地域区分に合わせる。」こととされ、武蔵村山市においては6%とされたが、近隣市の上乗せ割合が大きく引き上げられたことにより、上乗せ割合の差が広がっている。

このため、本市においては、近隣市と給与水準、家賃水準がほぼ同じ水準であるにもかかわらず、障害福祉サービス等報酬の算定上不均衡が生じており、市内事業所では人材不足が深刻化し、障害者（児）は、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためのサービスの供給に大きな懸念を抱えている。

よって、武蔵村山市議会は、国会及び政府に対し、次期の障害福祉サービス等報酬の改定においては、地域の実情を踏まえた適切な地域区分とするため、本市に適用される地域区分について、10%の地域区分として、見直しを実施するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和2年3月25日

武蔵村山市議会議長

沖野清子

衆議院議長	大島理森殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
厚生労働大臣	加藤勝信殿